七四六」に、「四・四四一」を「四・四四七」に、「四・一五七」を「四・一六三」に、「三・八八九」を「三・八九三」に、「三・六三四」を「三・六三八」に、「三・三九二」を「三・三九七」に、「三・一六七」を「三・一七三」に、「二・九四六」を「二・九五〇」に、「二・七四〇」を「二・七四四」に、「二・五四五」を「二・五四九」に、「二・三六一」を「二・三六四」に、「二・一八五」を「二・一八九」に、「一・八六二」を「一・八六五」に、「一・七一三」を「一・七一五」に、「一・五七一」を「一・五七四」に、「一・四三七」を「一・四四〇」に、「一・三一〇」を「一・三一三」に、「一・一九〇」を「一・一九二」に、「一・〇七六」を「一・〇七八」に、「〇・九六七」を「〇・九六九」に、「〇・八六五」を「〇・八六七」に、「〇・七六八」を「〇・七六九」に、「〇・六七五」を「〇・六七七」に、「〇・五八八」を「〇・五九〇」に、「〇・五〇七」を「〇・五〇九」に、「〇・四二七」を「〇・四二八」に、「〇・三五二」を「〇・三五四」に、「〇・三〇二」を「〇・三〇四」に、「〇・二五〇」を「〇・二五二」に、「〇・二〇一」を「〇・二〇四」に、「〇・一五六」を「〇・一五七」に、「〇・一三九」を「〇・一四〇」に、「〇・一一三」を「〇・一一四」に、「〇・一〇三」を「〇・一〇五」に、「〇・〇八五」を「〇・〇八六」に、「〇・〇六九」を「〇・〇七〇」に、「〇・〇五四」を「〇・〇五五」に、「〇・〇四二」を「〇・〇四三」に、「〇・〇二九」を「〇・〇三〇」に、「〇・〇二〇」を「〇・〇二一」に、「〇・〇一三」を「〇・〇一四」に、「〇・〇〇七」を「〇・〇〇八」に、「〇・〇〇三」を「〇・〇〇四」に、「〇・〇〇二」を「〇・〇〇三」に改め、同表に次のように加える。

平成二十九年度	〇・〇〇一

別表第二中「四・九五四」を「四・九八四」に、「四・六五五」を「四・六八三」に、「四・二九五」を「四・三二一」に、「三・九二一」を「三・九四五」に、「三・七三六」を「三・七六〇」に、「三・四四三」を「三・四六五」に、「三・二二七」を「三・二四八」に、「三・〇六五」を「三・〇八五」に、「二・八六〇」を「二・八七九」に、「二・六六九」を「二・六八七」に、「二・四〇七」を「二・四二四」に、「二・二〇五」を「二・二二一」に、「二・〇五五」を「二・〇七〇」に、「一・七三五」を「一・七四九」に、「一・二二〇」を「一・二三一」に、「九八八」を「〇・九九八」に、「六一三」を「〇・六一七」に、「六八九」を「〇・六八一」に、「五五五」を「〇・五六三」に、「四四四」を「〇・四四七」に、「三四六」を「〇・三四九」に、「三一四」を「〇・三一七」に、「二五二」を「〇・二五七」に、「二四二」を「〇・二四八」に、「二一四」を「〇・二一七」に、「一八四」を「〇・一八八」に、「一四〇」を「〇・一四六」に、「一一二」を「〇・一一五」に、「一〇〇」を「〇・一〇四」に、「〇八五」を「〇・〇八九」に、「〇七三」を「〇・〇七八」に、「〇五五」を「〇・〇五六」に改め、同表に次のように加える。

平成二十七年度	〇・〇二八

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、令和二年四月一日から施行する。

（昭和六十一年経過措置政令の一部改正に伴う経過措置）

第二条　令和二年三月以前の月分の老齢福祉年金の支給の停止については、なお従前の例による。

2　令和二年三月以前の月分の国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。次項及び附則第四条において「昭和六十年改正法」という。）附則第七十八条第一項の規定により従前の例により支給する年金たる保険給付と併給される他の厚生年金保険の年金たる保険給付の支給の停止については、なお従前の例による。

3　令和二年三月以前の月分の昭和六十年改正法附則第八十七条第一項の規定により従前の例により支給する年金たる保険給付と併給される他の船員保険の年金たる保険給付の支給の停止については、なお従前の例による。

（北朝鮮拉致被害者支援法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第三条　この政令の施行の日（附則第五条及び第六条において「施行日」という。）前に北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律（平成十四年法律第百四十三号）第二条第一項第一号に規定する被害者が帰国し最初に本邦に住所を有するに至った場合における同法第十一条の二第一項の規定により支給する特別給付金の額については、なお従前の例による。

（国民年金法による改定率の改定等に関する政令等の一部改正に伴う経過措置）

第四条　令和二年三月以前の月分の国民年金法による年金たる給付（付加年金を除く。）、厚生年金保険法による年金たる保険給付、昭和六十年改正法附則第三十二条第一項に規定する年金たる給付、昭和六十年改正法附則第七十八条第一項に規定する年金たる保険給付及び昭和六十年改正法附則第八十七条第一項に規定する年金たる保険給付、厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金たる給付及び同法附則第三十三条第一項に規定する特例年金給付、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）附則第十六条第四項に規定する移行農林共済年金及び同条第六項に規定する移行農林年金並びに被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下この条において「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十六条第五項に規定する改正前国共済法による職域加算額、平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する年金である給付、平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による退職共済年金、障害共済年金及び遺族共済年金、平成二十四年一元化法附則第六十条第五項に規定する改正前地共済法による職域加算額、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する年金である給付、平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による退職共済年金、障害共済年金及び遺族共済年金、平成二十四年一元化法附則第七十八条第三項に規定する改正前私学共済法による年金である給付並びに平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する年金である給付の額については、なお従前の例による。

（年金給付遅延加算金支給法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第五条　施行日前に厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律（以下この条において「年金給付遅延加算金支給法」という。）第二条（年金給付遅延加算金支給法附則第二条第一項において読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する当該記録した事項の訂正に係る保険給付を受ける権利に基づき支払うものとされる保険給付が支払われた場合における年金給付遅延加算金支給法第二条の規定による保険給付遅延特別加算金の額については、なお従前の例による。

2　施行日前に年金給付遅延加算金支給法第三条（年金給付遅延加算金支給法附則第二条第一項において読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する当該記録した事項の訂正に係る給付を受ける権利に基づき支払うものとされる給付が支払われた場合における年金給付遅延加算金支給法第三条の規定による給付遅延特別加算金の額については、なお従前の例による。

（死刑再審無罪者特例法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第六条　死刑に処せられた罪について再審において無罪の言渡しを受けて施行日前にその判決が確定した場合における死刑再審無罪者に対し国民年金の給付等を行うための国民年金の保険料の納付の特例等に関する法律（平成二十五年法律第六十六号）第三条第一項の規定により支給する特別給付金の額については、なお従前の例による。